

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(収集運搬業者)

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境／CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類)
5		電子マニフェストシステム加入証の写し
6		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
		社会保険料納付確認書(又はその写し)
		労働保険料納付確認書(又はその写し)
収集運搬業固有の取組		
1		環境に配慮した運転(実施状況及びインターネット等による情報公開及び認証【グリーン経営認証など】)
	優	ア. エネルギー使用実態の把握等
	優	イ. エコドライブの推進措置
	優	ウ. 点検・整備の自主管理基準
	優	エ. 輸送効率向上のための措置
2	優	低燃費車の導入割合(平成27年度燃費基準達成車)
3	優	低排出ガス車の導入割合(平成17年規制以降の適合車)

注1:優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2:優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(中間処理業者)

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境／CSR報告書
	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
2	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類)
5		電子マニフェストシステム加入証の写し
6		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
		社会保険料納付確認書(又はその写し)
		労働保険料納付確認書(又はその写し)
最終処分業者固有の取組		
1	優	低公害型建設機械の導入割合(排出ガス対策、低騒音・低振動対策)
中間処理業固有の取組		
1	優	低公害型建設機械の導入割合(排出ガス対策、低騒音・低振動対策)
2	優	熱回収の実施

注1:優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2:優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

誓 約 書

分任契約担当官自衛隊仙台病院
会計課長 佐藤 秀樹 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物処理役務に提出される申請書類に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境／CSR報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日から 年 月 日(入札日)までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと(書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官自衛隊仙台病院会計課長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。)
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、産業廃棄物処理役務入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載するURLをトップページとして公表していること。

URL: _____

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

分任契約担当官自衛隊仙台病院

会計課長 佐藤 秀樹 殿

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃
に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不
利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥無害化認定の取り消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し(法第12条の7第10項)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について(補足)

優良産廃処理業者認定制度の優良認定をうけていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること(インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等)。

公 表 事 項		適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	
	処理施設に関する事項		—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1:記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。

注2:記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

分任契約担当官自衛隊仙台病院

会計課長 佐藤 秀樹 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計(円)	負債・純資産合計(円)	自己資本比率(%)
年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、いずれかの事業年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「①自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却
の額の和の平均が零を越えていることを証する書類

分任契約担当官自衛隊仙台病院
会計課長 佐藤 秀樹 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額(円)	減価償却費(円)	経常利益＋減価償却(円)
年度 (3年前事業年度)			(ア)
年度 (2年前事業年度)			(イ)
年度 (前年度)			(ウ)

$$\frac{\begin{array}{c} \text{年度} \sim \\ \text{(ア)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{年度3カ年の「経常利益」＋「減価償却」の平均値} \\ \text{(イ)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{(ウ)} \end{array}}{3} =$$

上記より 年度、 年度、 年度の経常利益金額と減価償却費
の和の平均値が零を越えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.
6 財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義
に従って算出した。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)